

認知症個人賠償責任保険普及実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、認知症個人賠償責任保険を取扱う事業者の情報を岡山市ホームページに掲載するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 岡山市ホームページ 岡山市保健福祉局高齢福祉部高齢者福祉課のホームページ

(2) 認知症個人賠償責任保険 認知症の人及びその家族が法律上の賠償責任を負った場合の損害を補償する保険並びに他の保険に附帯できる同趣旨の特約

(3) 市民 岡山市民

(岡山市ホームページに事業者の情報を掲載する目的)

第3条 市が認知症個人賠償責任保険に係る情報提供を市民に対して行うことにより、認知症の人及びその家族が、現在加入している又は加入を検討している保険の理解を深めることで、認知症になっても、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる社会を実現することを目的とする。

(岡山市ホームページへの掲載の対象となる事業者)

第4条 岡山市ホームページへの掲載の対象となる事業者は、次の各号の要件をいずれをも満たす者とする。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 保険業法(平成7年法律第105号)第3条に規定されている損害保険業免許を受けていること。

イ その他市長が認めたもの。

(2) 市民に提供できる認知症個人賠償責任保険を取扱っていること。

(岡山市ホームページへの掲載事項)

第5条 岡山市ホームページに掲載する事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業者名

(2) 認知症個人賠償責任保険を附帯できる主保険種別

(3) 認知症個人賠償責任保険を附帯できる主保険の商品名

(4) 前号に附帯できる認知症個人賠償責任保険商品名

(5) 問合せ先

(6) 備考

(掲載の申請)

第6条 岡山市ホームページへの掲載を希望する事業者は、岡山市ホームページへの掲載等申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に第5条第3号及び第4号の内容が分かるものを添えて、市長に提出しなければならない。

(掲載の承認等)

第7条 市長は、前条の申請について、岡山市ホームページへの掲載の承認(以下「掲

載承認」という。)を行う場合には、岡山市ホームページへの掲載等承認通知書(様式第2号。以下「承認通知書」という。)により、同ホームページへの掲載の不承認を行う場合には、岡山市ホームページへの掲載等不承認通知書(様式第3号)により事業者に通知する。

2 前条の申請が次の各号のいずれかに該当する場合は、岡山市ホームページへの掲載は行わない。

(1) 法令その他公序良俗に反する場合

(2) 特定の政治活動又は宗教活動に関するものと認められる場合

(3) 問合せ先又はリンク先の内容が、当事業の目的に合致しないおそれがある場合

3 市長は、第1項の掲載承認の通知を行う場合は、第5条各号に定める事項を併せて岡山市ホームページに掲載するものとする。

(事業者の責務)

第8条 岡山市ホームページへの掲載が認められた事業者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 問合せ窓口の担当者に市民からの問合せに誠意をもって対応するよう指導すること。

(2) 市民の利便性の向上を図るため、常に最新の情報を事業者のホームページ及び問合せ窓口等において、分かりやすく説明するよう努めること。

(3) 事業者のホームページ及び印刷物等において、事業者の商品を岡山市が推奨しているかのような誤解を与え、又は消費者の利益及び公正な競争を妨げるおそれのある表現を用いないこと。

(4) 岡山市ホームページ掲載期間中は、少なくとも年に1回、問合せ先及びリンク先の確認をすること。

(掲載事項の変更)

第9条 岡山市ホームページへの掲載後、第5条各号の掲載事項の変更を希望する事業者は、申請書に、変更を確認するために必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の掲載事項の変更に係る申請について、第7条に準じた処理を行う。

(掲載の終了)

第10条 岡山市ホームページへの掲載後、掲載の終了を希望する事業者は、申請書に掲載終了する旨を記載し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の掲載の終了に係る申請について、第7条の掲載承認に準じた処理を行う。

(掲載の中止)

第11条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、岡山市ホームページへの掲載を中止することができる。

(1) 第4条各号のいずれにも該当しないと認められるとき。

- (2) 第8条各号に掲げる事項を遵守しないと認められるとき。
- (3) 岡山市ホームページに掲載している情報に誤りが認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、岡山市ホームページへの掲載を継続することが適切でないと認められるとき。

(免責)

第12条 第2条第1号の岡山市ホームページ内の掲載及びリンク先ページの内容に関し、市は一切の責任を負わない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、認知症個人賠償責任保険に関する岡山市ホームページへの掲載について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。